## 【更新履歴】

## •更新月日:5月 11 日(募集要領 Ver.2)

ページ	項目	訂正内容	
		(誤)	(正)
p.13	2.2 対象事業者	戸建住宅の新築プロジェクト等	戸建住宅の新築プロジェクト等
	(1)一般部門及び	について、 <u>注文</u> 戸建住宅の場合	について、 <u>建売</u> 戸建住宅の場合
	中小規模建築物	は、提案者と補助を受ける者は <u>注</u>	は、提案者と補助を受ける者は <u>建</u>
	部門	<u>文</u> 戸建住宅の建築主である住宅	<u>売</u> 戸建住宅の建築主である住宅
	②補助を受ける	事業建築主、(以下略)	事業建築主、(以下略)
	者		
p.26	2.6.1 対象事業	一次エネルギー消費量の計算で	一次エネルギー消費量の計算で
		評価する全ての設備を有する戸	前提となる台所、浴室、トイレ等
		建住宅 (以下略)	<u>の</u> 設備を有する戸建住宅 <u>である</u>
			<u>こと</u> (以下略)